

内閣官房ホームページ（業種ごとの感染拡大防止ガイドライン一覧）を基に本ガイドラインを策定する。

とりわけ、公益社団法人日本青年会議所の「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン」を遵守する。

本ガイドラインに反することが判明した場合、参加者には他の参加者の安全を確保する観点から、参加取消しや途中退場を求める場合がある。

## 徹底した感染源防止対策（対象：イベント主催者/出店者全員）

1	抗原検査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>主催者、運営者および出店者は当日抗原検査を実施。万が一、陽性の場合は当日の参加は控えてもらう。</li><li>また、早急に保健所へ連絡し、指示を仰ぐ。保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。</li></ul>
2	体調の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>倦怠感や咳などの症状、味覚・嗅覚障害がないか確認する。</li></ul>
3	環境要因の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいないか。</li><li>過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がないか。</li></ul>
4	検温の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>入場時の検温（37.5℃以上の発熱、体調不良の場合は入場不可。）入場許可の場合は手首に印をつける。</li></ul>
5	マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"><li>マスク着用状況を確認。個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。（3歳以下は任意）</li><li>体調不良の場合、飲食の場合はマスクを外しても良い。</li><li>（*マスクを持参していない者がいた場合は主催者/運営者側で配布。）</li></ul>
6	手洗い・消毒の奨励	<ul style="list-style-type: none"><li>こまめな手洗いを促し、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと。</li><li>入場口、施設出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等のこまめな消毒を行うこと。</li></ul>
7	飲食物の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>スタッフとお客様との間にアクリル板等の設置を行い、飛沫対策を講じること。</li><li>飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 （飲食エリア収容率が50%を超える場合、マスクを着用した場合に限り、その他のエリアでの食事を可。）</li><li>休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止案内を徹底すること。</li><li>アルコールの提供を禁止する。</li><li>スタッフが常時見回り、上記対策を行っていない来場者には注意喚起すること。</li></ul>

## 徹底した感染源防止対策（対象：来場者全員）

1	検温の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入場時の検温（37.5℃以上の発熱、体調不良の場合は入場不可。）入場許可の場合は手首に印をつける。</li></ul>
2	マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マスク着用状況を確認。個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。（3歳以下は任意）</li><li>・ 体調不良の場合、飲食の場合はマスクを外しても良い。</li></ul> （*マスクを持参していない者がいた場合は主催者/運営者側で配布。）
3	注意喚起看板の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 以下、～の内容をエントランスに設置し、注意喚起を行うとともに確認した人だけ入場してもらう。</li></ul>
2	大声発声の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。</li><li>・ 隣席者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）。</li><li>・ 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客までの一定距離を最低2mを確保する。</li></ul>
4	手洗い・消毒の奨励	<ul style="list-style-type: none"><li>・ こまめな手洗いを促し、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと。</li><li>・ 施設出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等のこまめな消毒、</li></ul>
5	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会的距離（原則2m、最低1m）の確保、入退場時の密集回避（時間差入退場）、待合場所等の密集回避（必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限）</li></ul>
6	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 演者が発声する場合は、舞台から観客の間隔を最低2m確保。</li><li>・ 混雑時の身体的距離を確保する誘導（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）</li></ul>
7	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限（飲食エリアの収容率が50%を超える場合、飲食時以外のマスク着用担保、大声での飲食制限を満たす場合に限り、その他のエリアでも食事を可とする。）</li><li>・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止案内の徹底</li><li>・ 飲食時以外はマスク着用を徹底すること。</li></ul>

本ガイドラインに反することが判明した場合、参加者には他の参加者の安全を確保する観点から、参加取消しや途中退場を求める場合がある。

## 感染が疑われる者が発生した場合（対象：イベント主催者/出店者/来場者など全員）

- 1 速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けること。その場合、本部後方の隔離スペースを活用すること。
- 2 必要に応じて帰宅させ、自宅待機を指示すること。
- 3 対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を徹底すること。
- 4 速やかに保健所へ連絡し、指示を受けること。**五條市管轄：県内吉野保健所（0747-22-3051）**  
ただし、緊急を要する場合は、24時間対応の**奈良県庁（0742-27-1132）**へ連絡すること。
- 5 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。
- 6 保健所の指示により、発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。
- 7 検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低14日経過するまでは経過観察を行い、保健所への指示に従うこと。

**厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：cocoa）」のインストールを推奨します。**

本アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマホのアプリです。

本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら

